

平成15年 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 7〕 労働基準法に定める安全衛生等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 使用者は、満 18 才に満たない者を坑内で労働させてはならず、また、満 18 才以上の女性についても、臨時の必要のため坑内で行われる業務で厚生労働省令で定めるものに従事する者以外の者及び厚生労働省令で定める妊産婦については、坑内で労働させてはならない。
- B 労働基準法第 36 条第 1 項ただし書においては、36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出た場合であっても、坑内労働その他厚生労働省令で定める危険な業務又は健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1 日について 2 時間を超えてはならないとされている。
- C 労働基準法施行規則において、使用者は、労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、遅滞なく医師に診断させなければならない旨規定されている。
- D 使用者は、妊産婦以外の女性についても、妊産婦の就業が禁止される業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務として厚生労働省令で定めるものに就かせてはならない。
- E 使用者は、事業の附属寄宿舍について、換気、採光その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない、当該措置の基準は、厚生労働省令で定めることとされている。